令和2年度第1回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 令和2年7月28日(火)午後1時30分~午後4時15分

場 所 生涯学習センターけやき 第2会議室

出席者 文化財保護委員

相澤委員(委員長)、勝山委員(副委員長)、岩橋委員、吉良委員、鳥居委員、松蔭委員、吉田委員、大谷津委員(web 出席)

※欠席委員 岡本委員、平田委員

小田原市

栢沼教育長

文 化 部:石川部長、古矢副部長

文化財課: 高橋課長、内田担当課長、田村副課長、佐々木係長、

大島主査、峯田主査、西山主事

まちづくり交通課:金子課長、田邊副課長

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 異動職員等紹介
- 4 議事

(1) 審議事項(審議順のアとイ入れ替え、イを先に審議)

イ 『小田原市歴史的風致維持向上計画』第2期策定について 事務局が資料2に基づき概要説明

【質疑応答】

(委員長)

確認するが、審議会は結論を出してお示しするというものではなく、また諮問を 受けて答申するという事ではなく、意見を述べてまとめてもらってこの計画に反 映してもらうということでよいのか。(→その通り)

予定表を見ると今回2回目の7月で、3回目10月、4回目1月とあり、3月いっぱいで策定する、今回で意見をまとめるという事でなく、今回を含めて3回意見を言う機会がある。

事前に資料をもらっているが多岐にわたっており、まとまった意見を言えないと 思うので、今日は自由に発言いただき、これを次回に反映してもらうということ にしたい。

(委員)

今更ながら第1期の協議会の構成メンバーはどのような基準で決めたのか。

(事務局 まちづくり交通課)

関係する団体についてそれぞれ選定の上、推薦いただいた。専門の先生について は歴史的風致維持向上計画を策定していく上で、それぞれの分野で知見のある方 をお願いした。これまでも歴史的な街並みを保存してきたが、文化財保護法等で は十分対応できなかった部分に対応するための計画である。

(委員)

スケジュールの中では令和元年も調査が進んでいることになっているが、このメンバーで未指定の調査など深掘りできるのか。今回も同じメンバーか。

(事務局 まちづくり交通課)

今回の歴まち協議会の委員は、後藤委員、小和田委員には引き続きお願いし、加えて無形民俗文化財の関係で、東京文化財研究所の菊池委員に加わっていただいた。法律に基づく歴史的風致の定義の中で50年以上の歴史を有する建物とそこでの活動が要件で、それを踏まえて検証していただくためである。

(委員)

栢山地域を、と考えていたが 50 年以上の要件にはまらないので対象外という意味 か。

(事務局)

栢山地域は、国指定史跡から離れており、結び付けるものがないので重点区域に はならなかったが、二宮尊徳の生家など 50 年以上の建物もあり、歴史的風致とし ては問題なかった。

(委員)

検討資料が多いので、全体的な問題ではなく説明のあった内容について、今日の 会議では検討したらいかがか。

(委員)

個別事項が全体にかかる問題もある。

(事務局 まちづくり交通課)

前回、歴史的風致の名称などご指摘いただいたように、全体的なご意見や、部分的な意見でも構わない。基本的な構成は国から示されたものもあるので、どこに限ってということではない。

(委員)

最初、事務局から説明あった部分から検討して、時間があればその他全般について受け付ければ良い。

(委員長)

資料2-6、「文化財の保存と活用」について話し合うこととしたい。

(委員)

指定、未指定に関わらず記載するならば、未指定等の調査、絞り込みは誰がしているのか。

(事務局)

未指定も含めて総合的に把握しなければいけないのは「小田原市保存活用地域計画」の方であり、求められているのは文化財行政である。ただ、未指定の文化財 把握は「歴まち」計画ともリンクしているので併せて記載したものである。歴史 的風致維持向上計画は、コンサルが調査し、調査を元に素案が出来たら、文化財 保護委員会に提示する予定である。次回の会議で「歴史的風致」の文案を提示で きる予定である。

(委員)

民間のコンサルはどこか。

(事務局)

都市環境研究所である。

(事務局 まちづくり交通課)

都市計画関係のコンサルではあるが歴史的風致維持向上計画では他市での実績も 多い。

(委員)

小田原での実績はあるのか。

(事務局)

八幡山古郭総構保存管理計画でも実績がある。また、委託業者が調査し文章化したものそのものではなく、委託業者の文案を専門学芸員がチェックし、文化財課がとりまとめ校正した上で、文化財保護委員会にも提示する考えである。

(委員)

掛川城は、城郭主体で「歴史的風致維持向上計画」が出来ている。市の意識、姿勢はコンサルに伝わっているのか。

(事務局 まちづくり交通課)

平成 23 年に策定し、10 年間既に取り組みを進めており、小田原特有の歴史を守り育て次世代につなげるまちづくりも出来つつある。10 年間の取り組みで十分でない部分、小田原城については知っている、もしくはあることは知っているという声が多いが、それ以外の建造物はなかなか浸透していないので、お城以外の歴史や文化がある、という事を認知してもらうことも含め取り組む必要がある。その認識をコンサルにも伝えてある。

(委員)

小田原城は市民には認識されていない。小田原城天守閣を改修しても集客は一時 的である。小田原城の顔である大手門も知られていない。本当の入り口はどこな のか。風致の維持向上というのは市民の意識を高めることに努めるために必要な 政策である。これをコンサル任せだけでなく行政でちゃんと議論されているのか。

(事務局)

文化財保護法の未指定の文化財は、文化財保護委員会で指定について議論できるようなものではなく、地域の方が大切にしているものも視野に入れていこうとする意図のものである。城郭はこの「歴まち計画」に入ってはいるが、コアになる小田原城を含む周辺環境にある文化財をどうしていくかである。城は「歴まち計画」の中の、第5章文化財の保存と活用の中で記載するもの。この「歴まち計画」は非常に大仕掛けのもので、第1期は都市部門主導で、文化財部門はお手伝い、文化財保護委員会には内容の報告程度だった。第2期では文化財の考え方を反映したものになり、責任は重くなった。文化財としては、第5章がどれだけきちんとできているかが重要となり、また、文化財保護法の改正によって策定する文化財保存活用地域計画とのリンクも必要となった。ここで、「歴まち計画」のための第5章を作成するが、それはそのまま「文化財保存活用地域計画」の基盤になっていかないといけないこともあり、この部分をご検討いただきたい。この第5章は萩市、熊本市を参照にした。萩市は第2期に入っており、1期を踏まえた非常に丁寧な書き込みをしている。

(委員長)

具体な部分で何か意見はあるか。

(副委員長)

P4 (4) 周辺環境の保全…の取り扱いについて、どちらかというと建物中心に書かれているようだが、小田原城は植生でももめたので、樹木の周辺環境を書き込んだ方が良い。(5) 防災に関する方針については、最近水害も多い。少し書いてあるが、もう少し深掘りした方が良い。斜面の樹木が大きくなっていて倒木の問題、被害が起きている。神社仏閣に巨木の落下という心配もある。この辺りも記載したほうが良い。なお、P9の団体にある「名工舎」がダブっている。

(事務局)

了解した。「名工舎」は修正する。

(委員)

P4の(4)でこの計画全体が歴的風致の維持向上が基本的なスタンスで、建物があるというのが必要条件であるが、計画ができた後、建物の維持をどのように行うかが見えにくい。例えばP7の下から3行目「官民連携して向上に努める」とあり、こういう表現が計画全体に散見されるが、具体的なイメージがあるのか気になった。P8~9に各種関係団体が出ているが、これらの中で、まちなみや建物の維持をしてくれる団体はどの程度なのか。維持管理を誰がするのか、までを視野に入れて計画の策定を行った方がよい。その辺りが手薄な印象がある。また、資料2-1、P3、第2期計画案の中で、1.小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致、この内容は江戸時代からの祭りが今でも継承されて山車や神輿、古い町並みが残っている。2. 宿場町・旧千度小路・早川と水産業にみる歴史的風致、についてはかまぼこ屋や干物屋が今でも集まって昔から続いている商売をやっている、ということだと思う。が、これだと端的すぎてしまう。祭礼や商いは、50

年はおろか歴史的な時代から現代まで続いているので、産業史、交通史からの視点も加える必要もある。産業として現在も継続しているということは、東海道の存在が大きく、そういう視点は盛り込む必要があろう。そのような視点は他の会議で出ているか。これらは歴史的風致が維持されるには必要な要件だと思う。小田原駅前の賑わいなども、どう計画に反映されているか見えてないが、現代までの連続性を持ったものにしないとこの計画の目的には合わないと思う。連続性は重要な視点だと思う。

(事務局)

他の会議ではそのような意見は出ていない。交通史や歴史の重層的な流れについては、第1章の概説で補う。風致の中では個別具体な書き方になってしまう。歴史的な重なりあって今がある、という視点の表現も工夫していきたい。

(委員)

文化財保護委員の位置づけが「報告」から「意見聴取」に変化したということで よろしいか。事務局とは、計画書を作る事務局か。(→はい)

文化財保護委員会の位置づけは何年に変わったのか。事務局の中心は文化部のようで、文化財課もよくやっている。史跡整備委員会は参画しないのか。

(事務局)

平成30年7月、「歴まち計画」の運用指針が改正されて、「文化財保護委員会の意見聴取」が求められることとなった。

(委員)

街並みありきの計画なので、景観とそこにある人の営みの関連性が見えにくい。 人の営みの中で文化財といえるようなものが、どれなのか明確にしていかないと 保存と活用にはつながらないと思う。

(委員)

史跡整備委員会の意見具申とあるが、矛盾を生じていないか。

(事務局)

1期の計画のP121は文化財課の体制図である。

大谷津委員のご指摘についても、参考にさせていただく。これまで、民俗芸能中心に見てきたので、他にも目配りし、大谷津委員や、歴まち計画で新たに委員になった菊池委員にも助言いただき、関係各課とも連携しながら進めていきたい。

(委員長)

この案件について今日はここまでとし、皆さんの意見を事前に集約し、次の文化 財保護委員会でお答えいただくことにしてよろしいか。(→了承)

(委員)

重点区域について、資料2-2のP3で、前回と今回の違いを示しているが、これの読み取り方は?

(事務局 まちづくり交通課)

資料2-2P3の図について。赤く塗りつぶしたところは、今回拡大する部分で、

もともと小田原城の大外郭の部分に、海沿いのなりわいを継続している地域と板橋地域を足した、重点区域の赤い線が引かれているエリアに、さらに塗りつぶした区域を広げて、その全体を、第2期の重点区域にしたい、ということで国と協議している。図の左の石垣山・石丁場などそのものは重点区域になる対象ではあるが活動が見いだせないので難しい。50年以上継続している活動が見つかってくれば可能性はあるかもしれないが、そういう状況である。

(委員)

重点区域に指定されると規制がかなり厳しくなると聞いたが。

(事務局 まちづくり交通課)

言葉が似ていて紛らわしいが、都市計画で定める風致地区の規制であり、建物の高さや色彩の制限をしているが、歴史的風致はそれとは別物である。従って重点 区域に指定されてもそのように直接的な規制がかかることはない。

(副委員長)

資料2-6の四角囲みの中の事業名は、第1期のものを仮に記載してあるが、次の会議では提示いただけるのか。

(事務局)

他課にも依頼する部分であるため、次の会議で提示できるかどうか現時点でははっきり言えない。事業が確定する中で、文章表現も変わってくる可能性もある。

(事務局 まちづくり交通課)

最終的なものは、スケジュールで示した通り、遅くとも次次回の文化財保護委員会には、具体事業を記載したものを提示する。なるべく早く作成しご確認をいただく形をとっていきたい。

(委員長)

大小さまざまな意見が出てくので、次回は事前に事務局が意見聴取しそれに対してお答えいただき、その内容を検討していく形でどうか。具体事業は案が出来た段階で送付いただきたい。議事録も早めに作成いただきたい。

ア 市指定文化財新規候補物件について

資料1について 事務局から説明

(委員長)

調書は3件あるが、今回検討すべきは調書①の風外の瀟湘八景図。次回には実物を見学に行く予定で調書も完成しなくてはならない。調書②の長屋門と調書③お囃子は保留なので、次回までにお目通しの上何かあればご指摘いただきたい。

(委員)

調書①、最後の諮問理由の下から2行目、八景全てが残っているのは本作のみ、 というのはどういうことか。

(委員長)

ニュアンスが難しい。瀟湘八景図自体珍しいが、全てが残っているのは本作のみ、とつなげてしまうと、風外の瀟湘八景図はいくつか残っていて八景(幅)全部が残っているのはこれだけ、だから大事なんだという意味にとれてしまう。瀟湘八景図がいくつも残っている中で八景すべてが残っているのが珍しいのか、1件しかない場合にはこういう表現ではないので自分も再度確認し、明確にしていきたい。

(委員)

今までの展示会の冊子をみても、風景画はあるが、八景全部揃っているのは今回 初めて表に出ることではないか。八景全てが成願寺に残っていて、文化財保護委 員会によって表に出て、公に出るとなるとこれが初めてではないか。

(委員長)

これは群馬県立歴史博物館の展覧会に出されているので、今回初めて見いだされ紹介されるということではないと認識している。

(委員)

保存状態が良く、八景全で揃っている。今までの図録を見ると一部焼けたり変色したり、しかも(風外の作品はほとんど)人物画である。風景画で、寺社で保存していたので、日に当たらずに八幅全て良好な状態で揃っている、というのは、場合によると市レベルでなく、江戸初期なので国レベルなどを考えなくていいのか。市でこういう会議の場で諮っていることについて国や県と情報交換があるのか。

(事務局)

指定になれば告知するので、国に報告することとなりそこで気付いていただくことはある。現段階では県や国と情報交換はしていない。

(委員長)

補足すると、風外は達磨など人物像が多く風景画は珍しい。八景自体は 1200 年代 頃からたくさん描かれており、作品もたくさん残っている。その中ですべてが重 要文化財に指定されているかというとそうでもない。この場合、もっと古いもので八景すべてというのはたくさんあるので、八景全て残っているということで国まで持っていけるということではない。ただ、風外が描いたということで行ける、ということもあるかもしれないが、風外自身はそれほどビッグネームな絵描きではなく、この小田原から静岡あたりの地域にかけて非常に重要な地域の絵描きということもあり、即重文という事にはならないと思う。

(委員)

市で審議し終えないうちに国と情報交換することはあるのか。

(委員長)

あまりないだろう。私が県の博物館に行っていた時は、ケースバイケースだった。 例えば、国府津の蓮台寺の「真教座像」が出てきた時に、鎌倉時代の銘が見つか り、他の物とは別格で重文にすべきだ、ということで、あの時は県が調べてすぐ に国に上げていった。ある意味小田原市は寝耳に水だったが、そういう事例もあ った。大体県は市が指定している文化財はほぼ知っている。その上で、県が指定 するか国に情報を伝えて国が指定するか、そういったケースが多いと思う。

(委員)

添付資料の色調は前よりもだいぶ直していただききれいになったが、トリミング の仕方に不統一があるので、整えた方が良いだろう。(→了解した。)

(委員長)

ご発言も尽きたようなので、次回これを視察に行くということで進めていく。

(2) 報告事項

ア 令和元年度文化財課主要事業の結果について

資料3をもとに事務局から説明

質疑・意見等特になし

イ 令和2年度文化財課主要事業について

資料4をもとに事務局から説明

(委員長)

前年度と比べて新しい事業や目玉になる事業はあるか。

(事務局)

12 八幡山古郭・総構整備事業ということで、これは小田原城天神山回遊路の整備ということで、前年度実施設計はしていたが、今年度工事に入るべく今準備を進めている所。場所は、国際医療福祉大学城内校舎グラウンドの南端部に、1.5~1.8m幅で、80m程度の遊歩道を、静閑亭からそこの回遊路を通って、回遊路を抜けた後は三の丸外郭の新堀土塁に抜けられるように準備して、今年度中に工事を完了する予定。

(委員)

資料3-1のP4の、9 史跡小田原城跡保存活用計画策定部会について。個別指導4回というのはどういうことか。

(事務局)

本来だと3回目の部会を開く予定だったが、新型コロナウィルスの流行が始まった頃で、部会員さんからも集まって会議を開催するのはどうかというご意見もいただいたことから、各部会員さんを個別にお呼びしてご指導をいただいた。また、第2回の部会でも、全体の素案をたたいていく中で、色々な方面からご意見をいただいた。とりまとめに時間がかかるということで、ある部会員さんから個別に意見を聴取して、それを事務局がまとめ部会長と相談しながら素案を叩いたらど

うか、とのことだったので、個別指導を開催させていただいた。個別指導の日程 が違うのは、4名それぞれ行い、密にならないように開催したもの。

(委員)

個別指導という言葉だと、行政が指導するようなイメージで逆なのではないか。 (事務局)

そのあたりの表現は検討させていただく。

(委員)

石垣山の井戸曲輪はなかなか難しいと思うが、簡単に状況を伺いたい。

(事務局)

石垣山の井戸曲輪は随時保全対策工事を行っており、前年度実施設計を組み、今年度工事に移れるよう準備中である。工事の箇所は井戸曲輪に入って、歩いていくと管理用通路の一番奥が井戸曲輪だが、井戸周辺は落石の危険があるため、立ち入りができないようしてあり、その入れない所にある2か所の石の崩落対策を今計画して、工事の準備中である。石垣山については同時に3Dの測量も行っている。その測量データはだいたい出揃っている。対策すべき箇所はまだ数か所残っており、しばらくは石垣山の安全対策を兼ねた遺構の保全対策工事を続けていく予定。その後は、南曲輪や危険個所はカルテで把握しているので、安全対策・保全対策を進めるとともに、小田原城跡の保存活用計画が今年度で終わる予定となっているので、史跡石垣山も同じように保存活用計画の策定を求められているので、策定の準備作業も同時に進めていきたい。

(委員)

石積みの修復で、専門の方、穴太積み伝承の方に来てもらうなどするのか。

(事務局)

管理用通路沿いの厩曲輪南側のところは同じように保全対策をしたが、そこの石積みは穴太衆と同じような技術を持った方が来られて、実際の石垣をいじってはいないが、それを保全するような、現代の石に印をつけて区別できるようにした。積む作業は、穴太積み関連の工事会社に関わっていただいた。基本的には、石積は、積み替えはできないもので、当時穴太衆が石の声を聞きながら積んだ、というところもあり、現代では復元、積み直しはなかなか難しい状況。基本的には、蛇篭や植生土嚢で抑える、それか今回のようなネット工法で石を抑えて問題のない所にアンカーを打って抑えこむなど、現存の遺構を保全するようなやり方を中心に対策を行っている。

(委員)

文化庁は来ているのか。

(事務局)

もちろん文化庁の方にチェックに来ていただき、ご案内している。

ウ 「旧豊島家住宅」の国登録有形文化財(建造物)登録について

資料5に基づき事務局から説明

(委員)

国がこの建物に着目したのはどこからかの助言があったのか。研究者の方々が前から話し合っていたのではないか。

(事務局)

それもあるが、市の所有になっている文化財の建造物は、優先的に国登録有形文化財への申請を考えている。民間所有のものだとどうしても所有者のご意向があるのでなかなか難しいところがある。この案件については、豊島邸が寄付され市所有であるとともに、民間による建物の利活用の話も出ていたので、優先的に検討していたところ、国から調査させていただきたいとの話があり、登録に至った次第である。

(委員)

非常にいいこと。25件と増えたのもいい。

質疑終了

(事務局)

第2回日程について。10月20日(火)を予定している。現地視察などもあり 詳細は改めて連絡し調整させていただく。

(委員長)

今回は宿題が出ており、風致計画策定について皆さんのご意見聴取の様式や内容などを私と事務局とで調整するのでご協力お願いしたい。

以上